電気通信大学学術院教育研究技師部共通業務企画専門委員会細則

平成22年 4月20日 改正 平成23年 7月20日 平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学学術院教育研究技師部運営委員会規程第8条第1項の規定に基づき設置する電気通信大学学術院教育研究技師部共通業務企画専門委員会(以下「委員会」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 教育研究技師の担当する共通業務の企画・実施に関すること。
 - (2) 教育研究技師の研修、技術発表の実施に関すること。
 - (3) 教育研究技師部(以下「技師部」という。)の広報に関すること。
 - (4) その他重要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 教育研究技師部長(以下「技師部長」という。)
 - (2) 実験実習支援センターから選出された教育研究技師 2人
 - (3) 情報基盤センターから選出された教育研究技師 1人
 - (4) ものつくりセンターから選出された教育研究技師 1人
 - (5) 研究設備センターから選出された教育研究技師 1人
 - (6) その他技師部長が必要と認めた者
- 2 技師部に副部長を置く場合は前項の委員に加えるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第5号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、技師部長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。ただし、 技師部に副部長を置く場合は、副部長がその職務を代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は技師部が行う。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則

この細則は、平成23年7月20日から施行する。 附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。